

更生訓練費及び障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成制度(その1)

障がい者の日常移動等に対する交通機関等の割引及び助成

【交通事業者等による割引サービス】

【施設等による送迎サービス】

JR

身体・知的→50%割引
※一部の軽度の人を除く

バス

身体・知的・精神→50%割引
※一部の軽度の人を除く

タクシー

身体・知的→10%割引

通所

事業所等による送迎サービス

通学

スクールバスによる送迎
又は県助成

市による交通費等助成制度

障がい福祉サービス事業所への通所費助成

【更生訓練費(通所)】
[H30: 7,855千円 166人]

自立訓練及び就労移行への通所費用を助成

対象者: 非課税の障がい者

【心身通所費助成】
[H30: 24,483千円 1,010人]

【精神通所費助成】
[H30: 14,469千円 518人]

生活介護, 自立訓練, 就労移行・継続, 地活Ⅲ型への通所費用を助成

対象者: 更生訓練給付非該当の身体・知的・精神障がい者

【課題】

- ・類似の3制度が混在
- ・制度ごとに助成額, 取扱や手続きなどが異なる
- 例: 片道5kmの燃料費(日額)
更生訓練→138円
心身通所→69円
精神通所→112円

社会参加のための交通費等助成

【タクシー利用助成】
[H30: 98,715千円 5,711人]

社会活動等に参加するためにタクシー券(500円×52枚≒26,000円相当)を現物支給

対象者: 重度の身体・知的障がい者

選択制

【自動車燃料費助成】
[H30: 229,550千円 9,241人]

社会活動等に参加するためにガソリン代として, 上限26,000円を支給

対象者: 重度の身体・知的障がい者

【課題】

- ・精神障がい者が対象になっていない
- ・利用する交通手段により, 活動範囲に差が生じている

通院のための交通費等助成

【人工透析通院交通費助成】

タクシー	H30: 4,133千円	442人
バス	H30: 442千円	34人
自動車	H30: 13,172千円	1,044人

人工透析療法を受けるために通院する交通費の一部を助成

対象者: じん臓機能障害の手帳所持者

【課題】

- ・助成額が低額(タクシーの場合, 週1回に満たない)
- ・燃料費助成額が現状に即していない



一つのわかりやすい制度へ
助成対象・助成額・申請方法などを統一



3障がい一元化や
活動範囲等を考慮した制度へ



週3回の通院実態や
自動車利用実態を反映